

令和7年度

委 託 仕 様 書

委 託 名	川越駅東口横断歩道橋等清掃業務委託
委 託 場 所	川越市脇田町地内ほか
委 託 大 要	川越駅東口横断歩道橋、エレベーター等の清掃

本 委 託 費 内 訳 書					
種別 細別・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		月			
	1				
日常清掃業務		月			第1号一位代価表
	1				
定期清掃業務		月			第2号一位代価表
	1				
ごみ処分費		月			第3号一位代価表
	1				
地上部・デッキ部等ガム等除去		月			第4号一位代価表
	1				
直接物品費		月			
	1				
定型的な直接物品費		月			
	1				
その他の直接物品費（ガム取り機）		月			第5号一位代価表
	1				
直接業務費		月			
	1				
業務管理費		月			
	1				
業務原価		月			
	1				
一般管理費等		月			
	1				

本 委 託 費 内 訳 書					
種別 細別・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務価格		月			
	1				
消費税相当額		月			10%
	1				
業務委託費（月額）		月			
	1				
【令和7年度分】					
業務委託費（年額）		月			
	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日 6				

第1号一位代価表 日常清掃業務 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
地上部（約100㎡）、 デッキ部・階段部（約680㎡）、 エレベーター2基（約10㎡×2基） ※破損箇所等の点検含む。					第1号－1代価表
合計		月			
	1				

川越市

第2号一位代価表 定期清掃業務 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
機械清掃 デッキ部・階段部（約680㎡）					第2号－1代価表
側溝・ドレン口清掃 デッキ部・階段部（約680㎡）					第2号－2代価表
合計		月			
	1				

川越市

第3号一位代価表 ごみ処分費 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
ごみ処理費用					第3号－1代価表
運搬費					第3号－2代価表
諸経費					
合計		月			
	1				

川越市

第4号一位代価表 地上部・デッキ部ガム等除去 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
デッキ部・階段部・エレベーター部 デッキ部・階段部（約680㎡）、 エレベーター2基（約10㎡×2基）					第4号－1代価表
年計					
月計		月			
	1				

川越市

第5号一位代価表 ガム取り機 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
ガム取り機 (ジエイスピーカーマウント/同等性能機可)					
機械損料					
ガム取り機 (ジエイスピーカーマウント/同等性能機可)					
真鍮ブラシ					
ガム取り機 (ジエイスピーカーマウント/同等性能機可)					
専用洗剤					
ガム取り機 (ジエイスピーカーマウント/同等性能機可)					
ガスボンベ					
年計		年			
	1				
月計		月			
	1				

川越市

第 1 号－ 1 代価表 清掃業務（日常清掃） 1 日当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		日			
	1				

川越市

第 2 号－ 1 代価表 清掃業務（定期清掃[デッキ等]） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		回			
	1				

川越市

第 2 号－ 2 代価表 清掃業務（定期清掃[側溝・ドレーン口]） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		回			
	1				

川越市

第 3 号－ 1 代価表 ごみ処分単価 1 月当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
可燃ごみ					一般事業系処分 料 第 3 号－ 1－ 1 代 価表
びん・缶・ペットボトル					
計		月			
	1				

川越市

第 3 号－ 2 代価表 ごみ運搬費用 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
運転手					
燃料費					
トラック					
計		回			
	1				

川越市

第 3 号－ 1 － 1 代価表 ごみ袋90リットル単価 1 袋当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
可燃ごみ					
計		袋			
	1				

川越市

第 4 号－ 1 代価表 清掃業務（地上部・デッキ部ガム等除去） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		回			
	1				

川越市

第 1 号単価表 清掃業務基礎単価					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					

川越市

川越駅東口横断歩道橋等清掃業務委託仕様書

- 1 委 託 件 名 川越駅東口横断歩道橋等清掃業務委託
- 2 委 託 場 所 川越市脇田町地内ほか
- 3 契 約 期 間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
(1年間)
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 4 支 払 い 方 法 月払い
- 5 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載してください。
- 6 その他特記事項 この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載するものとする。
この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

川越駅東口横断歩道橋等清掃業務委託（特記仕様書）

1 目的

本業務委託は、川越駅東口横断歩道橋（地表部、デッキ部、階段部等）の美観及び機能を維持することを目的とする。

2 委託対象施設（別紙平面図参照）

- （１）名 称 川越駅東口横断歩道橋（地表部、デッキ部、階段部）、エレベータ
- （２）場 所 川越市脇田町地内ほか

3 委託期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで（1 年間）
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 提出書類

- （１）管理技術者等通知書
- （２）業務実施計画書
- （３）①業務実施報告書
②日常清掃・定期清掃別日報：地表部、デッキ部、階段、エレベータなど作業エリア別、午前・午後時間帯別に、作業実施状況を具体的に把握できる報告書で、発注者の指示する様式による。
③ごみ処理施設搬入許可書・計量票、等
④日常清掃・定期清掃・ごみ処理作業の、作業前・中・後の状況別写真
- （４）その他、発注者指定の書類

5 委託業務の内容

- （１）日常清掃
- ①作業日：毎日（月～日）※朝夕の通勤通学の混雑時を避けること。
- ②作業箇所及び内容

作業箇所	作業内容・注意事項
地表部 (約 100 m ²) ※地上部平面 図参照 デッキ部 階段部 (約 680 m ²) ※川越駅東口 横断歩道橋デ	ゴミ拾い・拭き掃除（午前・午後各 1 回以上） 汚物等の除却・清掃は他の箇所に優先して実施すること。 案内誘導サイン・手すり・高欄・パネル等の清掃・拭き掃除 ※階段部は、踏面はもとより、け上げ面も清掃対象とする。 ※東口階段部とエレベータ棟の間の隙間にゴミを捨てられやすいことから、常に留意し清掃すること。 水垢、落書き、ガム、雑草等の除去 ゴミ回収、運搬及び処分

デッキ部平面図参照 ※階段部はキャットウォーク等を含む	側溝及びドレーン口のつまり除去 植栽の清掃・散水・除草 ※清掃・散水に当たっては、清掃用具・ホース等が通行者などの支障とならないよう措置を講ずること。 ※エレベータ棟の塔屋の植栽及び周囲にゴミを捨てられやすいことから、留意し清掃すること。 破損・危険個所の有無の確認及び報告 ※降雪時は除雪をもって清掃の代替とする。
エレベータ 2基 (約 40 m²)	底板、壁、窓の清掃・拭き掃除（午前・午後各 1 回） ※底板に水を撒いて清掃しないこと 破損・危険個所の有無の確認及び報告

(2) 定期清掃

①作業箇所及び内容

作業箇所	作業内容・注意事項
デッキ部 階段部 (約 680 m²) ※川越駅東口横断歩道橋デッキ部平面図参照 ※階段部はキャットウォーク等を含む	①高圧洗浄機・ポリッシャー等による機械清掃（月 1 回） ※階段部は、踏面はもとより、け上げ面も清掃対象とし、タイル地の素材であることを踏まえ、タイルの目地など汚れ、水垢などを残留させない仕上げとすること ②側溝・ドレーン口のグレーチングなどを外し、高圧洗浄機等による清掃（月 2 回） ※グレーチングやドレーン口の蓋なども表裏ともに洗浄清掃すること。 ※階段部の柵等（手すり・柵・外壁パネルの外側）の床面も清掃すること ※エレベータ棟の塔屋のフラワーポット周辺床及びドレーン口等も清掃すること。 なお、高所の作業に当たっては労働安全衛生法施行令等に定める「墜落制止用器具」を使用し、作業事故のないよう細心の注意を払うこと ＜作業時の重点注意事項＞ ・①②の作業時に手すりやパネル等に飛び跳ねた水滴は作業終了後までにすべて丁寧につき取りをすること。 ・側溝、ドレーン口のゴミや泥は予め除去しドレーン口から流下させることなく、すべて回収してから高圧洗浄すること。 ・作業中の水しぶきが通行者（階上、階下とも）及び通行

	者へかかることがないよう配慮養生すること。もし、水しぶきがかかるなどした場合の苦情には誠意と責任を以って対応、対処すること。また、電源コード、ホース、洗浄用具などで通行者がつまずいたりすることがないように注意喚起に配慮すること。 ・エレベータ部にデッキ洗浄の際、水が扉などにかからないよう養生すること。もし、かかった場合は丁寧にふき取りを行うこと。洗浄水がエレベータピットに落ちると、故障につながるため、十分な配慮の上作業すること。 ・作業時に電源コード、ホース、清掃用具などで通行者がつまずいたりすることがないように予防措置を講じ注意喚起したうえで作業すること。
--	--

(3) ガム等除去

①作業箇所及び内容

作業箇所	作業内容・注意事項
地表部 (約 100 m ²) デッキ部 階段部 (約 680 m ²) エレベータ 2 基 (約 20 m ²)	年間 4 回 (但し汚れが著しい場合は適宜) 「ガムワンド」等、機械式ガム取り機を使用したガム・ガム 癬痕等の除去 ※地表部・デッキ部・階段部とも床面等のガム並びにガム癬 痕等を除去すること

(4) ごみ等処分

- ① 本委託施設内から回収したごみは、排出する区分ごとに分別すること。
- ② ①のごみは、排出するまで東口エレベータ棟 1 階倉庫へ保管のうえ定期的に排出し、本委託施設内に滞留しないこと。
- ③ ②のうち、可燃ごみは事業系一般廃棄物として、清掃センターへ搬入すること。
- ④ ③以外のごみは、産業廃棄物処理業者へ適宜搬入すること。
 ただし、ごみの種類によって分別の結果、中間処理業者が引き受け可能なごみは、当該処理業者へ搬入し売却できるものとする。
- ⑤ ①のごみの回収・運搬・処分等の費用は受注者の負担とし、③で売却した収益があった場合は、収益は受注者に帰属する。
- ⑥ 受注者は、発注者の求めに応じて廃棄物の処理を適正に処理したことを証明する書類を提出できるようにしておくこと。

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の手続きを本市の承認を得て代行すること。

7 負担区分

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な費用は受注者の負担とし、電気、水道に係る費用は発注者の負担とする。

ただし、電気、水道の使用は、極力、節減し効率的に使用するものとする。殊に水道の利用時にホースの継ぎ目などから漏水させないように留意すること。

8 緊急時の対応、および現場確認における清掃不足等への対応

- (1) 受注者は、不測事態に備え緊急時にも対応できる体制を整えておくこと。
- (2) 受注者は、監督員が清掃状況を現場確認し、清掃不足等やり直しを指示した際は、即時対応を原則とする。ただし、合理的な理由で即応が困難な場合、日常清掃はやり直しを指示した翌日まで、定期清掃はやり直しを指示した日から1週間以内に誠意をもってやり直しを行うこと。
- (3) 受注者は、上記に対応するために、作業責任者が即時対応できる連絡先を発注者へ明示すること。

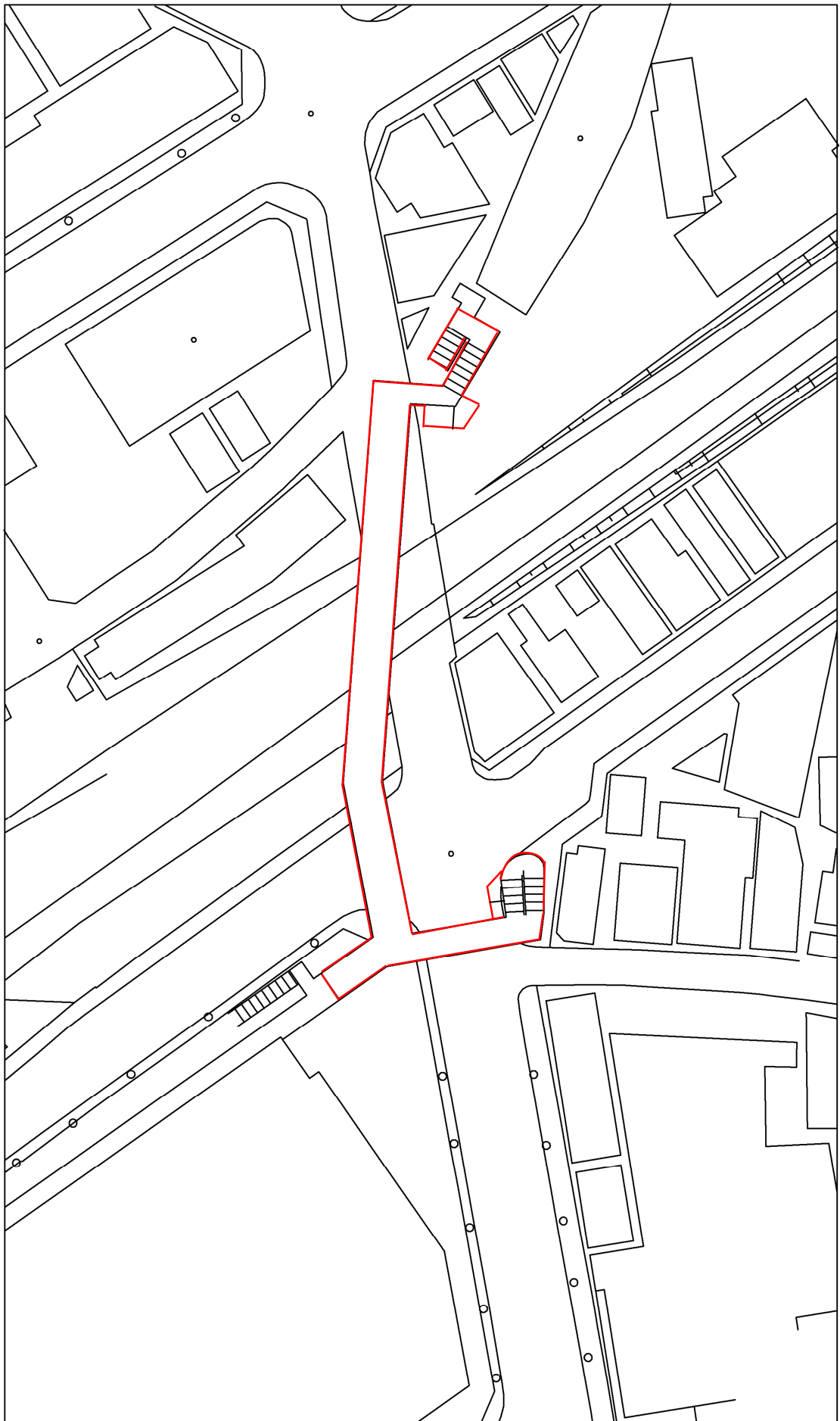
9 その他の事項

- (1) その他については、川越市業務委託契約書及び川越市契約規則によるものとする。
- (2) 受注者は、清掃作業中に異常や破損・危険個所を発見したときは、直ちに発注者へ連絡すること。
- (3) 受注者は、業務遂行にあたり第三者、建物、設備および機器等に損傷を与えないように十分に注意し、万一損傷の場合は必要な処置を講じるとともに速やかに本市に状況を報告するものとする。また、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、市監督員と十分な打合せ上その指示に従うものとする。
- (5) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。
- (6) 受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」等に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害のある人が就労する場の提供に努めること。但し、業務委託の仕様上、障害のある人の雇用が困難な場合はこの限りでない。
- (7) 受注者は、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙はしないこと。また、路上喫煙禁止地区以外の場所についても、路上喫煙をしないように努めること
- (8) 受注者は、業務上知り得た情報を第三者にみだりに漏らしてはならない。

- (9) 市事業の実施にあたり、委託対象施設の範囲や委託業務の内容に変更が生じる場合は、発注者及び受注者の協議のうえ、調整を行い業務の遂行を図るものとする。
- (1 0) 受注者は、施設の性格を十分認識し、利用者の妨げとならぬよう誠実に業務を遂行すること。また、利用者に不快感を与えないよう、身なりや言動等に十分注意すること。
- (1 1) 受注者は、業務中に不当な妨害行為等に遭ったときは速やかに発注者に報告するとともに、必要に応じて警察等への通報を行うこと。
- (1 2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

以上

川越駅東口横断歩道橋デッキ部平面図



川越駅東口横断歩道橋地上部平面図

